

第47回指定都市市長会議等の開催結果について

指定都市市長会（会長：林 文子 横浜市長）は、本日、東京都内において「第47回指定都市市長会議」を開催し、次の要請等を選択しました。また、「第32回総務大臣と指定都市市長との懇談会」を開催し、石田 真敏 総務大臣に対して要請を行いました。

採択した要請等

- (1) 会計年度任用職員制度に関する指定都市市長会要請
- (2) 人口減少社会における地方自治体の職員体制に関する指定都市市長会要請
- (3) 消防防災ヘリコプターの運航体制に関する指定都市市長会要請
- (4) 地方拠点強化税制の見直しに関する指定都市市長会提言
- (5) 圏域行政のさらなる充実に関する指定都市市長会提言
- (6) 外国人材の受入れ・共生社会実現に向けた指定都市市長会提言

総務大臣への要請

- (1) 多様な大都市制度の早期実現
- (2) 大都市税源の拡充強化及び地方交付税の必要額の確保
- (3) Society5.0の実現に向けた取組の推進
- (4) 地方公務員の定年延長
- (5) 選挙制度について

詳細は、別添資料を御覧ください。

会計年度任用職員制度に関する指定都市市長会要請

地方自治体における行政需要の多様化等に対応するため、地方公務員の臨時・非常勤職員は、現在、様々な分野で活用されており、地方行政の重要な担い手となっている。しかし、現行の臨時・非常勤職員に関する任用・勤務条件等に関する取扱いが不明確なため、各地方自治体によってその取扱いは異なっていた。

今般、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化等を目的に地方公務員法及び地方自治法が改正され、新たに会計年度任用職員制度が創設されることとなった。については、地方自治体の行政サービスや財政運営に大きな影響を及ぼすことがないよう、スムーズな制度移行が重要であるため、指定都市市長会として、下記のとおり要請する。

記

- 1 制度創設に伴い新たに支給する期末手当等の人件費やシステム関係経費等の所要額全額について、国において適切かつ確実な財政措置等を行うとともに、その内容について、早期の情報提供を行うこと。また、国庫補助負担金及び委託金の取扱いについても同様に、確実な財源措置を行うこと。
- 2 制度移行後も地方自治体において安定的かつ継続的な運用が可能となるよう、地域の実情等に十分配慮すること。また、今後、更なる制度変更の必要が生じた場合は、十分なスケジュールのもとで地方自治体の意見を聞く機会を設けること。

令和元年7月30日

指定都市市長会

人口減少社会における地方自治体の職員体制に関する指定都市市長会要請

地方自治体においては、これまでも「地方公共団体における行財政改革の推進のための新たな指針」（平成17年3月29日付け総務事務次官通知）で示された集中改革プランへの対応のほか、独自に事務の効率化と職員体制のスリム化に取り組んでおり、総職員数は、平成6年（1994年）をピークとして平成30年（2018年）には約55万人の削減（対平成6年比）となっている。

こうした中、財務省の財政制度等審議会分科会において、地方自治体の一般行政部門の職員数は、今後の人口減少ペースに合わせると、2025年にはさらに約3万人減らすことが可能との試算が示された。

人口減少や少子高齢化など、地方行政を取り巻く課題や社会情勢の変化に対応するためには、限られた経営資源の中で、AIやRPAなど新たな技術も活用しながら行政の効率化を進め、業務の実施体制や実施方法を再構築し、生産性の向上を図る必要がある。

一方で、深刻化する子どもの貧困や児童虐待、待機児童対策への対応、高齢者支援のための地域包括ケアシステムの推進、防災対策や災害発生時の広域的な応援体制の確保など、住民に身近な基礎自治体として求められる住民サービスは、近年、複雑化・高度化しており、質・量ともに充実した対応が求められている。加えて、幼児教育・保育の無償化への対応など国の施策により実施体制を再構築しなければならないものもあり、その結果、平成27年以降、地方自治体の一般行政部門の職員数は4年連続で増加し、指定都市においても、平成29年以降2年連続で増加に転じている。

指定都市は、住民に身近な基礎自治体であると同時に、人口・産業が集積する大都市として地域の核となる役割を求められており、近隣市町村を含めた圏域全体の活性化に積極的に取り組んでいる。また、指定都市が持つポテンシャルを最大限発揮できるよう、事務・権限の移譲など更なる地方分権の推進にも、引き続き取り組んでいるところである。

こうしたことを総合的に勘案して適正な職員体制を整備する必要があり、地方財政計画の策定等にあたっては、地方自治体の実情を十分に踏まえ、適切な職員数を計上し地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するよう強く要請する。

令和元年7月30日
指定都市市長会

消防防災ヘリコプターの運航体制に関する指定都市市長会要請

消防防災ヘリコプターは、高速性、機動性及び汎用性を有し、土砂災害、水害、震災等の大規模災害時には、人命救助活動をはじめ、情報収集活動、空中消火活動等、多岐にわたる重要な役割を担っている。

近年、多数の尊い命を失う墜落事故が相次いで発生したことを受けて、総務省消防庁において、平成30年3月に「消防防災ヘリコプターの安全性向上・充実強化に関する検討会報告書」がまとめられ、ヘリコプター操縦士の養成・確保や安全管理体制の強化などについて、指定都市消防長など全国の消防関係者に周知された。

一方、ヘリコプター操縦士は全国的に不足状況にあり、指定都市でも人材確保に苦慮している。

については、広域的な消防活動も担う指定都市の消防防災ヘリコプターが安定した安全運航体制を確立できるよう、指定都市市長会として、次のとおり要請する。

- 1 常時2人操縦体制を安定的に確保するため、操縦士の自主養成が可能となるよう、国において教育機関や訓練施設等の新設・拡充、及び関係省庁や民間機関との連携を図るとともに、操縦士の免許取得費用について更なる財政措置を行うこと。
- 2 常時2人操縦体制の導入に際しては、操縦士不足の影響などにより安定運航の妨げも懸念されることから、各指定都市の実情にあわせ経過措置を設けるなど柔軟な対応を行うこと。
- 3 安全運航には、高度かつ特殊な技能が必要となるため、フライトシミュレーターが活用できるよう、国の教育機関などへの配備を進めるとともに民間等の活用について財政措置を行うこと。また、質の高い操縦士を養成・確保できるよう標準的な訓練プログラムを策定すること。

令和元年7月30日
指定都市市長会

地方拠点強化税制の見直しに関する指定都市市長会提言

人口減少・少子高齢化が急速に進展する中、指定都市を中心に東京圏への転出超過は高い水準にある。国において、東京一極集中の是正を目的とした地方拠点強化税制や地方創生関連交付金等の施策が推進されているが、特に東京 23 区の人口はいまだ転入超過であるなど、東京一極集中は継続している。

平成 27 年 8 月に創設された地方拠点強化税制については、平成 30 年度税制改正により、対象地域の見直しや支援措置の充実等さらなる制度の拡充が実施され、地方における安定した良質な雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すことが期待されている。しかし、同制度の支援措置の認定を受けた事業の実績は、目標値を大きく下回っており、指定都市においても未だ活用実績が少なく、制度は十分に活用されていない。

上記の現状を踏まえ、指定都市が地方創生と経済再生を牽引する役割を果たし、東京一極集中の是正及び人口減少に歯止めをかけるため、地方拠点強化税制の見直しについて下記のとおり提言する。

記

- 1 地方拠点強化税制の適用期限を延長すること。
- 2 指定都市をはじめとした地方自治体、経済団体や企業の意見を十分に聴きながら、さらなる支援措置の拡充や適用要件の緩和など、企業が活用しやすい制度にすること。
- 3 制度の支援対象地域については、移転型及び拡充型のいずれも、三大都市圏を優遇措置の対象とすること。そのうえで、過疎地域に準ずる地域など、特に配慮が必要な地域に対し、更なる優遇措置を講ずること。
- 4 地方拠点強化税制の見直しに加え、地方への企業移転を加速させるための総合的かつ抜本的な対策を検討すること。

令和元年 7 月 3 0 日
指定都市市長会

圏域行政のさらなる充実に関する指定都市市長会提言

人口減少・少子高齢社会において、住民が安心して快適な暮らしを営んでいくためには、人口や経済の東京一極集中を是正しつつ、地域経済を活性化し持続可能なものとする必要がある。そのため、相当の規模と中核性を備える圏域の中核都市においては、基礎自治体の自主性や自立性を十分に尊重しつつ、近隣の市町村と連携し、経済成長の牽引、高次都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上を図っていく必要がある。

指定都市は圏域における中核都市として、日本を牽引するエンジンとなり、日本経済の再生と地方創生及び一億総活躍社会の実現に向けて先駆的かつ先導的役割を果たすため、近隣の市町村とより一層有機的な連携を行っていく考えである。

その取り組みを推進するにあたっては、国による財政面等の支援の充実や、各自治体が数値的根拠をもって圏域における戦略・施策を立案できるよう、市町村域を超えて生じている「人流」等の社会・経済活動に関するデータ基盤の整備が必要である。

また、連携中核都市圏構想においては、圏域による行政を安定的に推進できるよう、手続きを明確化・安定化することに加え、現在、当該構想の対象外となっている三大都市圏の指定都市においても、近隣市町村との水平的・相互補完的、双務的な連携をより促進させる必要がある。

については、圏域行政のさらなる充実に向けて、下記について提言する。

記

- 1 連携中核都市圏構想等に基づいて広域連携の取組を進めている中核都市及び近隣の市町村に対する財政面等の支援を強化すること。
- 2 各自治体が数値的根拠をもって圏域における戦略・施策を立案できるよう、国において広域的な社会・経済活動に関するデータ基盤を整備すること。
- 3 現在要綱に基づいて運用されている連携中核都市圏制度の法定化を行うこと。法定化にあたっては、地方自治体への意見聴取を行うなど、地方自治体の自主性や自立性を十分に尊重すること。
- 4 指定都市を核とした近隣市町村との連携促進に向け、三大都市圏においても中長期的な課題を見据え、継続的に取り組むために、財政面等の支援を含めた新たな制度を創設すること。

令和元年 7 月 3 0 日
指 定 都 市 市 長 会

外国人材の受入れ・共生社会実現に向けた 指定都市市長会提言

昨年12月、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、本年4月から施行され、新たな在留資格「特定技能」が創設されるとともに、法務省の外局として「出入国在留管理庁」が設置された。併せて、126項目からなる「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が取りまとめられ、本年6月18日には取組の更なる充実策が関係閣僚会議において了承された。

我が国の在留外国人数、外国人労働者数は、現在いずれも過去最高であり、定住化や多国籍化も進展している。これまで、多くの地方自治体では、国の十分な関与がない中、外国人はまちづくりの重要なパートナーとしての認識の下、長年にわたり試行錯誤しながら共生社会の実現に向けた施策を実施してきた。

今回、国が高度又は専門職以外での外国人の就労を可能とし、受入れ後の環境整備について本格的に取り組む姿勢を示したことは、我が国の出入国管理政策の大きな転機である。人口減少・少子高齢化や労働力不足が深刻化する中、指定都市においても、持続可能な成長を実現していく上で、本年4月に施行された改正入管法に対する期待・関心は大変高い。

今後更なる増加が見込まれる外国人に対して、必要な行政サービスを提供し、日本人との共生を着実に進めていく必要がある。しかしながら、外国人を生活者として受け入れるために必要な制度等はいまだ具体化された施策になっておらず、施策の実施を担保する基本となる法律も存在していない。また、国・地方自治体・事業者等の役割分担が明確化されておらず、総合的対応策の実効性が危惧される。新たに受け入れる外国人材は、地域経済の担い手であるとともに、地域とともに暮らす生活者であり、外国人との共生は特定地域だけではなく、将来にわたる国全体の課題である。

指定都市市長会においても、昨年7月「地域における外国人材の更なる活躍に向けた取組の推進に関する指定都市市長会提言」をまとめ、内閣府に提出したところであるが、今回「外国人材の受入・共生社会実現プロジェクト」を設置し、指定都市の現状や検討課題、施策等の調査・研究を実施し、議論を重ねてきた。

そこで、指定都市における外国人材の受入れ・共生社会の実現に向け、国・地方自治体・事業者等の役割分担により、地域社会での共生を着実に進めるため、以下のとおり提言する。

1 共生社会の実現を目指した社会統合政策の推進に必要な体制整備

(1) 受入れ後の共生社会実現に向けた政策・施策の根拠となる法制度の構築

- 日本語習得や子供の教育、日常生活及び災害発生時の支援、労働環境の整備、社会保障制度等、外国人材の受入れ・共生に関する総合的な制度設計を行うこと。
- 共生の概念をはじめ、国・地方自治体・事業者等の役割分担、政策までを包括した、施策実施の根拠となる基本的法律を整備すること。
- 制度設計や法制度構築に当たっては、共生の現場となる地方自治体の意見を十分に聴取し、現状・課題を確認すること。

(2) 省庁横断的な司令塔機能を持つ組織の設置

- 「外国人の出入国及び在留の管理に加え、外国人の受入れ環境整備に関する総合調整の機能」を担う組織として設置された「出入国在留管理庁」の機能と体制の強化充実を図ること。
- 共生社会の実現に向けては、政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする内閣府に、省庁横断的な司令塔機能を持つ組織を設置することについても検討すること。

2 共生の現場となる地方自治体への支援体制の強化

(1) 地方自治体が担う共生社会実現に向けた施策に要する財政支援

- 受入れ後の共生の現場となる地方自治体において、これまで取り組んできた施策や、今後、必要となる施策を継続的に実施するため、地方創生推進交付金の交付期間の継続や外国人受入環境整備交付金の上限額の引上げ、新たな交付金制度の創設などにより、恒常的かつ十分な財政措置を講ずること。
- 恒常的な財政措置は、交付要件の緩和など、地方自治体が地域の実情に応じて活用でき、かつ簡素な手続きによるものとする。

(2) 地域の実情に合わせた地方自治体への支援

- 国内には既に多数の外国人が居住しているが、国籍や在留資格などの割合・特徴も地域により大きく異なることから、国の機関からの専門家派遣等、地方自治体の実情に合わせた支援体制の強化策を講ずること。
- 地域社会での外国人との共生を推進していくために必要となる、知識や経験が豊富な日本語教師やバイリンガル相談員等が不足していることから、共生施策の実施に必要な専門性の高い人材の育成や確保を、国主導により確実に進めること。

令和元年7月30日
指定都市市長会

総務大臣への要請

我が国は、人口減少・少子高齢化の急速な進展に直面する中、第4次産業革命の到来や世界的なデジタル化の流れを受け、経済社会の有り様が大きく変化していく新たな時代を迎えている。

この新たな時代にあって、国と地方が一体となり、引き続き、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現と地方行財政の安定的な運営の推進に向け取組を着実に進めるとともに、地方が創意工夫し、自らの魅力を発揮していくことが重要である。

指定都市は、住民に身近な基礎自治体であるとともに、人口・産業が集積する大都市としての総合力を活かし、国の施策と連携した様々な取組を強力に進めている。こうした取組をより一層推進していくためには、地方税財源の拡充強化と地方分権改革を同時に進めていくことが不可欠である。

圏域の中核である指定都市が、その能力を十分に発揮することで、新たな時代の牽引役として、Society5.0の実現、ひいては、人口減少・少子高齢化の克服に寄与できるよう、総務省においては、以下の指定都市市長会の提案を真摯に受け止め、必要となる法整備等に積極的に取り組まれるよう強く要請する。

令和元年7月30日
指定都市市長会

1 多様な大都市制度の早期実現

指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を持っており、各都市においても、その地域にふさわしい大都市制度の実現を目指した取組が行われている。

こうした中、人口減少や少子高齢化、社会資本の老朽化などの指定都市が直面する問題や、圏域全体の活性化・発展の牽引役として指定都市が求められる役割に十分に対応できる制度の確立が必要である。

また、道州制を議論するうえでも、基礎自治体の権能の充実と新たな大都市制度の位置付けを明確にすることが不可欠であることから、以下の点を要請する。

- 基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、道州制も視野に入れつつ、道府県から指定都市への事務・権限と税財源の移譲を積極的に進め、「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。

現状

現行の指定都市制度

直面する問題や求められる役割に十分に対応できない

指定都市はそれぞれが異なる特性を持つ

規模の違い、歴史・文化の違い、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割

目指す姿

多様な大都市制度の早期実現

- ・ 大幅な事務・権限と税財源の移譲
- ・ 「特別自治市」制度の法制化など

全国一律の画一的な制度の運用は適切ではない

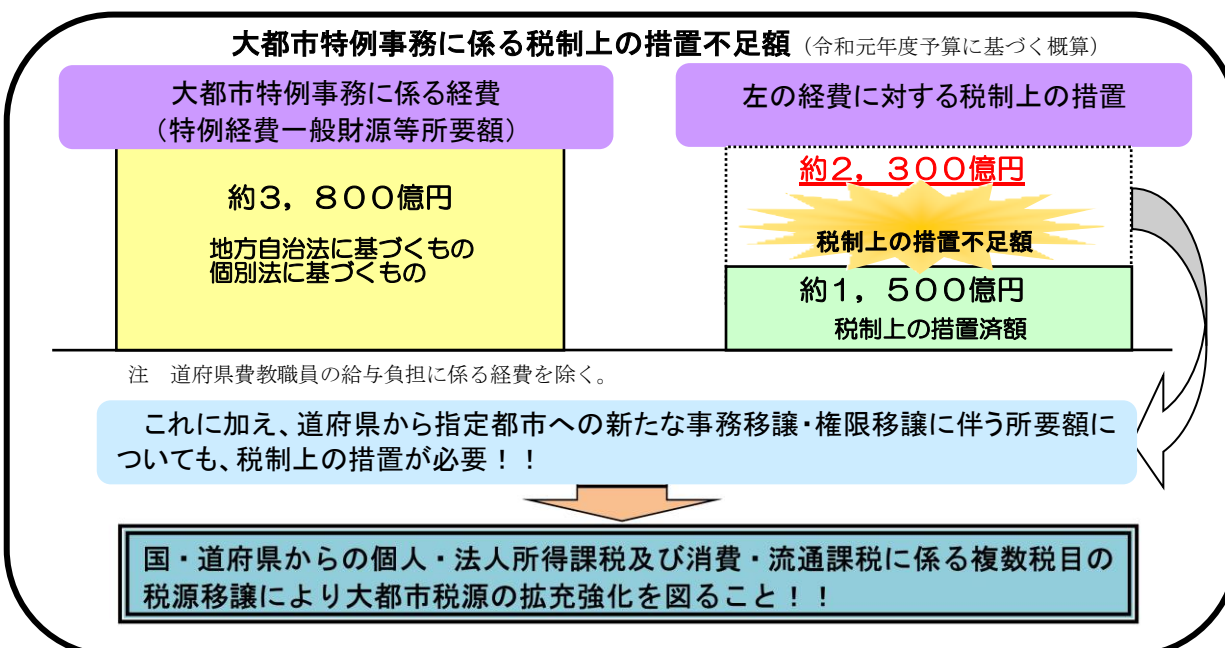
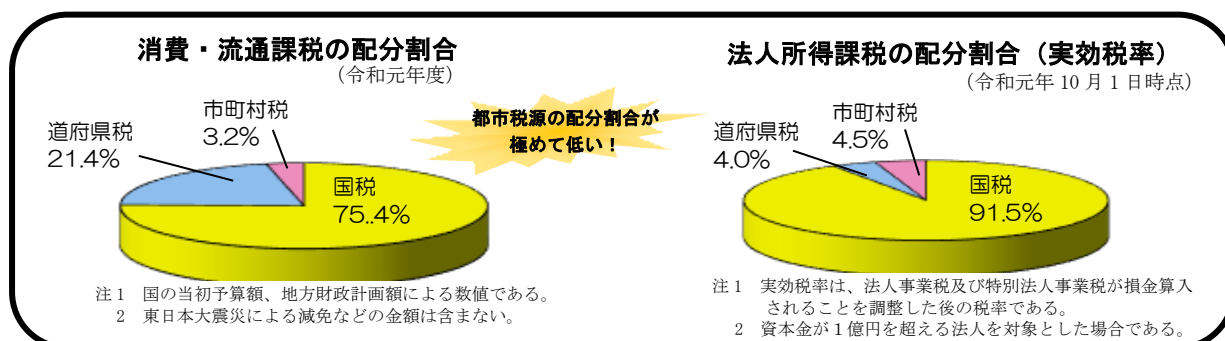
2 大都市税源の拡充強化及び地方交付税の必要額の確保

(1) 大都市税源の拡充強化

ア 大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充すること。

イ 道府県から指定都市に移譲されている事務・権限等について、所要額が税制上措置されるよう、個人・法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

なお、真の分権型社会を実現していく中で、新たに道府県から指定都市へ移譲される事務・権限に必要な財源についても、指定都市への税制上の措置を講ずること。



(2) 地方交付税の必要額の確保

- ア 地方交付税は国から恩恵的に与えられているものではなく、地方固有の財源であり、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わないこと。
- イ 社会保障と税の一体改革や人づくり革命等に伴う新たな地方負担を含めて地方の財政需要と地方税等の収入を的確に見込むことで、地域社会に必要な不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保すること。
- ウ 地方交付税は、大都市特有の財政需要を的確に反映させた客観的・合理的な基準によって算定・配分するとともに、具体的な算定方法を早期に明示し、各地方自治体における予算編成に支障が生じないように地方交付税額の予見可能性の確保に努めること。
- エ 地方の保有する基金は、災害対策など特定の目的のために、各自治体が地域の実情を踏まえて、各々の責任と判断で積立てを行っているものであり、基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行わないこと。
- オ 臨時財政対策債は、指定都市への配分が多くなる算定方法となっているため、指定都市の市債残高に占める臨時財政対策債残高の割合は拡大しており、市債発行額抑制や市債残高削減の取組の支障となっている。地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

○地方交付税の削減状況 ※ () は人口一人当たりの金額

		平成15年度決定額	平成30年度決定額	削減額	削減率
全国総額		18兆 693億円	16兆1,181億円	△1兆9,512億円	△10.8%
	市町村分	8兆 908億円 (6.4万円)	7兆7,924億円 (6.1万円)	△2,984億円	△3.7%
指定都市総額		9,433億円 (3.6万円)	7,012億円 (2.6万円)	△2,421億円	△25.7%

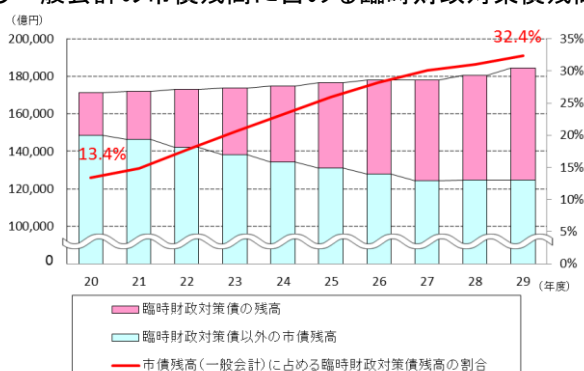
臨時財政対策債の配分状況 (平成30年度決定額)

- 全国総額
- 臨時財政対策債(19.8%)
3兆 9,865億円
地方交付税 (80.2%)
16兆 1,181億円
- 指定都市総額
- 臨時財政対策債(46.7%)
6,132億円
地方交付税 (53.3%)
7,012億円

指定都市は
地方交付税
を著しく削減
されている

注1 指定都市総額には、平成16年度以降に指定都市となった相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市・岡山市・熊本市も含む。
 2 地方交付税(全国総額・指定都市総額)のうち、平成30年度決定額には震災復興に係る特別交付税を含まない。

○一般会計の市債残高に占める臨時財政対策債残高の割合(指定都市総額)



臨時財政対策債は、
市債発行額抑制や市債残高削減の支
障となっている

3 Society 5.0の実現に向けた取組の推進

我が国は、人口減少や少子高齢化の急速な進展という大きな課題に直面するとともに、AI、ビッグデータ、IoT、ロボットといったイノベーションにより、経済社会の有り様が大きく変化していく新たな時代を迎えている。

こうした中、人口減少・少子高齢化を含む様々な課題を克服し、デジタルイノベーションを原動力とした「Society 5.0」を実現するため、以下の点を要請する。

(1) 新たな価値を創造する力の育成

子どもたちの誰もがイノベーション創出の素地となるAIなどの先端技術を使いこなすリテラシーを身に付けられるよう、財政措置の拡充など必要な措置を講ずること。

(2) AI等を活用した行政のスマート化の推進

地方自治体が社会の変化や技術の革新に的確に対応しながら、政策推進・行財政運営の双方において、ICTやデータの活用積極的に取り組めるよう、財政措置の拡充など必要な支援を講ずること。

殊に、業務プロセス・情報システムの標準化にあたっては、地方自治体を含む国全体での長期的な支出抑制等を目指すため、国が主体性を発揮し、早急に取り組むこと。

(3) 次世代型行政サービスの構築支援

ア 現在、新たなイノベーションの社会実装に向け、地方自治体と企業が連携し、社会課題解決や事務効率化のためのAI等の新技術の導入や実証実験などが進められているが、これらの成功事例を周知するとともに、自治体の取組を支援する制度の充実を図ること。

イ AIやIoTなどにおけるサイバーセキュリティの新たな脅威に対し、安心安全な次世代型行政サービスが提供できるよう、セキュリティガイドラインの策定など国が積極的な役割を果たすとともに、適切な調達のための指針を示すこと。

4 地方公務員の定年延長

国家公務員の定年延長に関し、人事院が昨年度、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行った。

ここで示された定年延長は、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用するものであり、複雑高度化する行政課題に的確に対応するとともに、質の高い行政サービスを維持していくために必要な施策として、賛意を表すものである。

しかしながら、地方自治体は職員数、年齢構成、組織規模など、国と大きく異なっており、今般示された定年延長が、そのまま地方公務員の枠組みに馴染むとは言い難い。

したがって、地方公務員の定年延長に関する具体的な制度設計に当たっては、各自治体の事情を考慮すべきであるため、以下の点を要請する。

- (1) 定年延長は、採用計画など調整を必要とする中長期的課題が多いことから、段階的な引上げ方を含め、スケジュールを早急に示すこと。
- (2) 定年延長の制度設計に当たっては、地方の実情に応じ、役職定年の年齢（60歳）、任用換の対象となる職（管理監督職員）などを、地方の判断で決定できる仕組みを設けること。
- (3) 制度設計に当たっては、地方公務員に係る定年延長の検討の場などにおいて、指定都市の意見を十分に聴く機会を設けるとともに、その意見を具体的な制度設計に反映すること。

5 選挙制度について

近年、国政及び地方選挙における投票率は低下傾向にあり、その向上を図っていくことは、重要な課題である。

投票率の向上には、国と地方自治体が協力・連携した主権者教育の更なる充実に加えて、選挙人が投票しやすい環境の整備が必要である。

これまでも期日前投票制度や共通投票所制度の導入など、様々な方策が行われてきたが、特に、期日前投票制度については、投票所の増設などにより制度が普及・定着し、一部の地域では当日投票者を上回る規模になるなど、今後も利用者の増加が見込まれる。

また、投票時間の延長や期日前投票制度の導入と拡充に伴い、選挙の適正な管理に必要な投票立会人など投票従事者への負担も大きくなり、その確保が難しくなる等の課題も生じているため、以下の点を要請する。

- (1) 国政選挙と比較して、全国的に地方選挙の投票率が低下傾向にあることに鑑み、国と地方自治体が連携しながら課題の整理と対策を検討すること。
- (2) 特に、投票に対する意識の変化を踏まえた投票率向上策や、選挙権取得前の青少年も対象に含めた選挙への関心向上策を国と地方自治体が連携しながら検討すること。
- (3) 期日前投票の利用者増加に伴い、選挙公報を期日前投票開始時までにはホームページに掲載することに加え、期日前投票所でその内容を閲覧できるようにすること。
- (4) ICTの利活用等による更なる投票環境の向上策について引き続き検討を行うとともに、期日前投票の利用者増加に伴い、当日投票の原則を含め、当日投票のあり方や投票立会人など投票従事者の負担軽減等にも考慮した持続可能な選挙制度について検討すること。